

JR東海ユニオンよ！身勝手な解釈を反省し謝罪せよ！

シュプレヒコール和解裁判第3回口頭弁論

2月16日、東京地裁でシュプレヒコール和解名誉毀損裁判第3回口頭弁論が開催されました。

この裁判は、シュプレヒコール控訴審で和解が成立したにもかかわらず、JR東海ユニオンが和解条項を自分たちに都合の良い解釈をし、「全面勝利的和解」と宣伝したことについて、和解条項の解釈を巡り争っています。

東京高裁での和解条項は「控訴人（JR東海ユニオン）は被控訴人（JR東海労）に対し、控訴人ら（JR東海ユニオン）が**作成、掲示した機関紙等の表現に適切さを欠く点があり**、本件提訴に至ったことにつき、遺憾の意を表す。控訴人ら（JR東海ユニオン）は、今後このような事態を生じさせないよう努めるものとする」というものです。

つまり和解条項では、JR東海ユニオンがJR東海労に対し、「機関紙の内容が悪かった」と素直に謝罪することが求められたのです。

ところがJR東海ユニオンは、「裁判になったことが遺憾だ」「遺憾は謝罪ではない」等と屁理屈をこねた上、JR東海労ニュースは不正確だからあえて反論で「全面勝利的和解」と表記した情報を出した、というのです。何と身勝手なのでしょう。戦時中、日本軍が壊滅状態の時でも「勝った、勝った」と発信した大本営を想起させます。JR東海ユニオンよ、高裁和解条項を履行してから文句を言いたまえ！

次回は、4月13日13時10分より、結審です。

文句があるなら和解条項を履行してから言え！